



# 鳥取県公報

平成17年 2月16日(水)  
号外第19号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

教委規則	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則(2)(高等学校課).....	1
	鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則(3)( ).....	5

## 教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 2月16日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学) 第13条 略 2 前項に規定するもののほか、全日制又は定時制課程の第1学年への入学の志願については、鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和30年鳥取県教育委	(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学) 第13条 略 2 前項に規定するもののほか、全日制又は定時制課程の第1学年への入学の志願については、鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和30年1月鳥取県教

員会規則第1号)に規定するところによる。

### 3 略

第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則第2条に定める通学区域(以下「通学区域」という。)内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。

2 前項の保証人は、通学区域内に居住している成年者でなければならない。

第20条 保護者又は生徒は、第19条の誓約書に記載した保護者に変更があったときは誓約書(様式第5号)、保証人に変更があったときは誓約書(様式第5号の2)を校長に提出しなければならない。

(留学)

第21条の2 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願(様式第5号の3)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

### 2 略

(休学又は退学)

第22条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第6号)又は退学願(様式第7号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 第1項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以下でなければならない。ただし、校長が必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第23条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第8号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求める

育委員会規則第1号)に規定するところによる。

### 3 略

第20条 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。以下同じ。)又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があったときは、誓約書(様式第5号)を校長に提出しなければならない。

(留学)

第21条の2 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願(様式第5号の2)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

### 2 略

(休学又は退学)

第22条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第6号)又は退学願(様式第7号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以下でなければならない。ただし、校長が必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第23条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第8号)に復学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。

ことができる。

3 校長は、第1項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

様式第3号(第16条-第18条関係)

略	入学志願書		略
志願者	略		
	住所		
保護者	略		
	住所		
略			

備考 略

様式第4号(第19条関係)

誓約書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日  
住所  
生徒氏名 ㊦

上書のとおり誓約を守らせ、保護者としての責任を果たすとともに、授業料等の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日  
住所  
生徒との続柄  
保護者氏名 ㊦

上記生徒に誓約を守らせ、保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日  
住所  
生徒との続柄  
保証人氏名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 様

備考 1 保証人は、保護者が通学区域内に居住していない場合のみ記入する。

2 保証人は、通学区域内に居住する成年者とする。

3 略

様式第5号(第20条関係)

誓約書

このたび新しく貴校第 学年生徒 の保護者となりましたので、保護者としての責任を果たすと

2 校長は、前項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、相当学年への復学を許可することができる。

様式第3号(第16条-第18条関係)

略	入学志願書		略
志願者	略		
	住所	県 市 町 番地 郡 村	
保護者	略		
	住所	県 市 町 番地 郡 村	
略			

備考 略

様式第4号(第19条関係)

誓約書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日  
住所  
生徒氏名 ㊦

上書のとおり誓約を守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日  
住所  
生徒との続柄  
保護者氏名 ㊦

年 月 日  
住所  
生徒との続柄  
保証人氏名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 様

備考 1 保証人は、通学区域内に居住する者に限る。

2 保護者は、保証人になることができる。

3 略

様式第5号(第20条関係)

誓約書

このたび新しく貴校第 学年生徒 の保護者(保証人)となりましたので、保護者(保証人)とし

もに、授業料等の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日  
住 所  
生徒との続柄  
保護者 氏 名 ㊟  
鳥取県立 高等学校長 様

備考 略

様式第5号の2(第20条関係)

誓 約 書  
このたび新しく貴校第 学年生徒 の保証人となりましたので、保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日  
住 所  
生徒との続柄  
保証人 氏 名 ㊟  
鳥取県立 高等学校長 様

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号の3(第21条の2関係) 略

様式第6号(第22条関係)

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号(第23条関係)

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第13号(第27条関係)

定 時 制 課 程 一 部 科 目 履 修 願

履修願者	略	
	住 所	

ての責任を果たすことを誓います。

年 月 日  
住 所  
生徒との続柄  
保護者(保証人) 氏 名 ㊟  
鳥取県立 高等学校長 様

備考 略

様式第5号の2(第21条の2関係) 略

様式第6号(第22条関係)

略

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第8号(第23条関係)

略

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第13号(第27条関係)

定 時 制 課 程 一 部 科 目 履 修 願

履修願者	略			
	住 所	県	市 町 郡 村	番地

保 護 者	略		保 護 者	略					
	住	所		住	所	県	市	町	番地
	略			略					
備考 略			備考 略						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立高等学校学則（以下「旧規則」という。）の規定によってした手続その他の行為は、改正後の鳥取県立高等学校学則（以下「新規則」という。）の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月16日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第17条の2 <u>生徒は、保護者（当該生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が第3条に定める通信教育の実施区域（以</u></p>	

下「実施区域」という。)内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。

2 前項の保証人は、実施区域内に居住している成年者でなければならない。

第18条 保護者又は生徒は、第17条の誓約書に記載した保護者に変更があったときは誓約書(様式第6号)保証人に変更があったときは誓約書(様式第6号の2)を校長に提出しなければならない。

(留学)

第19条の2 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願(様式第6号の3)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 略

(休学又は退学)

第20条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第7号)又は退学願(様式第8号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 第1項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第21条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第9号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 校長は、第1項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、復学を許可することができる。

様式第3号(第13条の2、第14条 - 第16条関係)

略	通信制課程入学志願書
志	略

第18条 保護者(生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。以下同じ。)又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があったときは、誓約書(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

(留学)

第19条の2 生徒は、外国の高等学校に留学しようとするときは、留学願(様式第6号の2)に校長が必要と認める書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 略

(休学又は退学)

第20条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第7号)又は退学願(様式第8号)に医師の診断書その他休学又は退学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更に延長することができる。

(復学)

第21条 留学中又は休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第9号)に復学の理由を証明するに足る書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めるときは、復学を許可することができる。

様式第3号(第13条の2、第14条 - 第16条関係)

略	通信制課程入学志願書
志	略

願者	住 所	
保護者	略	
	住 所	
略		

備考 略

様式第5号(第17条関係)

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住 所  
生 徒 氏 名 ㊦

上書のとおり誓約を守らせ、保護者としての責任を果たすとともに、受講料等の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保護者 氏 名 ㊦

上記生徒に誓約を守らせ、保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保証人 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 様

備考 1 保証人は、保護者が通信教育の実施区域内に居住していない場合のみ記入する。

2 保証人は、通信教育の実施区域内に居住する成年者とする。

3 略

様式第6号(第18条関係)

誓 約 書

このたび新しく貴校生徒 の保護者となりましたので、保護者としての責任を果たすとともに、受講料等の納付その他の義務についても連帯して責任を負うことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保護者 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 様

備考 略

願者	住 所	県	市	町	番地
保護者	略				
	住 所	県	市	町	番地
略					

備考 略

様式第5号(第17条関係)

誓 約 書

私は、貴校に入学しました上は、校則を堅く守り、専心勉強して、生徒としての本分にそむかないことを誓います。

年 月 日

住 所  
生 徒 氏 名 ㊦

上書のとおり誓約を守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保護者 氏 名 ㊦

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保証人 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 様

備考

1 保証人は、通信教育の実施区域内に居住する者に限る。

2 保護者は、保証人となることができる。

3 略

様式第6号(第18条関係)

誓 約 書

このたび新しく貴校生徒 の保護者(保証人)となりましたので、保護者(保証人)としての責任を果たすことを誓います。

年 月 日

住 所  
生徒との続柄  
保護者(保証人) 氏 名 ㊦

鳥取県立 高等学校長 様

備考 略

様式第6号の2(第18条関係)

誓 約 書	
このたび新しく貴校生徒 の保証人となりましたので、保証人としての責任を果たすことを誓います。	
年 月 日	
住 所	
生徒との続柄	
保証人 氏 名 ㊟	
鳥取県立 高等学校長 様	

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号の3(第19条の2関係) 略

様式第7号(第20条関係)

略
---

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号(第21条関係)

略
---

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第13号(第25条関係)

通信制課程一部科目履修願

履修願者	略	
	住 所	
	略	
略		

備考 略

様式第6号の2(第19条の2関係) 略

様式第7号(第20条関係)

略
---

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 2 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第9号(第21条関係)

略
---

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 2 復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第13号(第25条関係)

通信制課程一部科目履修願

履修願者	略			
	住 所	県	市 町 郡	番地
	略			
略				

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立高等学校通信教育規則(以下「旧規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、改正後の鳥取県立高等学校通信教育規則(以下「新規則」という。)の相当規定によってした手続その他



の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、所要の調整をした上で使用することができる。

